

日弁連総第 98 号
2008(平成20)年3月24日

内閣総理大臣 福田 康 夫 殿

日本弁護士連合会
会 長 平 山 正 剛

勸 告 書

当連合会は、学校法人横浜山手中華学園、学校法人東京朝鮮学園及び学校法人神奈川朝鮮学園並びにそれらに通う児童・生徒の各保護者の会からの申立に基づいて調査したところ、中華学校及び朝鮮学校は、自らの属する民族の言葉によりその文化・歴史を学ぶ権利をも実現するもので、確立したカリキュラムの中で安定的に教育を行ってきたものであるにもかかわらず、指定寄付金制度等の適用から排除されているものであり、また、朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生に関しては、大学・専門学校の入學試験を受験する資格の一律の認定の適用から排除されている。このことは、欧米系評価機関の認定を受けたインターナショナルスクールなどが指定寄付金制度等の適用を受けていることに比しても、また、他の外国人学校の卒業生ないし卒業見込生が入學試験を受験する資格を一律に認められていることに比しても、差別的な取扱いに当たるものであり、これらの学校に通い又は通おうとする生徒の学習権を侵害することとなるものである。

よって、次のとおり速やかに善処されるよう勸告します。

[勸告の趣旨]

- 1 日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の指定寄付金制度の適用対象法人等に該当しないとの取扱いを改め、指定寄付金制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。
- 2 同様に、日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人に該当しないとの取扱いを改め、特定公益増進法人制度の本旨に従って、関連告示を改正する

などしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。

- 3 日本に所在する朝鮮学校の卒業生ないし卒業見込生の大学・専門学校の入学試験を受験する資格について、学校教育法上、「高等学校を卒業した者と同等以上(に準ずる)」とされる対象となる学校に朝鮮高級学校が該当しないとの取扱いを改め、関連告示を改正するなどして同学校がこれに該当するとの取扱いを行い、もって同学校の卒業生ないし卒業見込生が個別審査によらずとも一律に大学・専門学校の入学試験を受験する資格を得られるようにすべきである。
- 4 なお、上記1項及び2項の関連で、現行の私立学校助成制度が学校教育法1条に基づく認可を受けた学校と認可を受けていない学校との間の大きな格差を出現させている問題については、当連合会が既に1998(平成10)年2月20日付け勧告書をもって勧告しているところであるが、未だ改善されていないことから、この点についても引き続き改善が図られるべきであることを、改めて付言する。

[勧告の理由]

別紙調査報告書記載のとおり。

日弁連総第 98 号
2008(平成20)年3月24日

文部科学大臣 渡 海 紀三朗 殿

日本弁護士連合会
会 長 平 山 正 剛

勸 告 書

当連合会は、学校法人横浜山手中華学園、学校法人東京朝鮮学園及び学校法人神奈川朝鮮学園並びにそれらに通う児童・生徒の各保護者の会からの申立に基づいて調査したところ、中華学校及び朝鮮学校は、自らの属する民族の言葉によりその文化・歴史を学ぶ権利をも実現するもので、確立したカリキュラムの中で安定的に教育を行ってきたものであるにもかかわらず、指定寄付金制度等の適用から排除されているものであり、また、朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生に関しては、大学・専門学校の入學試験を受験する資格の一律の認定の適用から排除されている。このことは、欧米系評価機関の認定を受けたインターナショナルスクールなどが指定寄付金制度等の適用を受けていることに比しても、また、他の外国人学校の卒業生ないし卒業見込生が入學試験を受験する資格を一律に認められていることに比しても、差別的な取扱いに当たるものであり、これらの学校に通い又は通おうとする生徒の学習権を侵害することとなるものである。

よって、次のとおり速やかに善処されるよう勸告します。

[勸告の趣旨]

- 1 日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の指定寄付金制度の適用対象法人等に該当しないとの取扱いを改め、指定寄付金制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。
- 2 同様に、日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人に該当しないとの取扱いを改め、特定公益増進法人制度の本旨に従って、関連告示を改正する

などしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。

- 3 日本に所在する朝鮮学校の卒業生ないし卒業見込生の大学・専門学校の入学試験を受験する資格について、学校教育法上、「高等学校を卒業した者と同等以上(に準ずる)」とされる対象となる学校に朝鮮高級学校が該当しないとの取扱いを改め、関連告示を改正するなどして同学校がこれに該当するとの取扱いを行い、もって同学校の卒業生ないし卒業見込生が個別審査によらずとも一律に大学・専門学校の入学試験を受験する資格を得られるようにすべきである。
- 4 なお、上記1項及び2項の関連で、現行の私立学校助成制度が学校教育法1条に基づく認可を受けた学校と認可を受けていない学校との間の大きな格差を出現させている問題については、当連合会が既に1998(平成10)年2月20日付け勧告書をもって勧告しているところであるが、未だ改善されていないことから、この点についても引き続き改善が図られるべきであることを、改めて付言する。

[勧告の理由]

別紙調査報告書記載のとおり。

日弁連総第 98 号
2008(平成20)年3月24日

財務大臣 額 賀 福志郎 殿

日本弁護士連合会
会 長 平 山 正 剛

勸 告 書

当連合会は、学校法人横浜山手中華学園、学校法人東京朝鮮学園及び学校法人神奈川朝鮮学園並びにそれらに通う児童・生徒の各保護者の会からの申立に基づいて調査したところ、中華学校及び朝鮮学校は、自らの属する民族の言葉によりその文化・歴史を学ぶ権利をも実現するもので、確立したカリキュラムの中で安定的に教育を行ってきたものであるにもかかわらず、指定寄付金制度等の適用から排除されているものである。このことは、欧米系評価機関の認定を受けたインターナショナルスクールなどが指定寄付金制度等の適用を受けていることに比しても、差別的な取扱いに当たるものであり、これら学校に通い又は通おうとする生徒の学習権を侵害することとなるものである。

よって、次のとおり速やかに善処されるよう勧告します。

[勧告の趣旨]

- 1 日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の指定寄付金制度の適用対象法人等に該当しないとの取扱いを改め、指定寄付金制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。
- 2 同様に、日本に所在する中華学校及び朝鮮学校並びにこれらと同等のいわゆる外国人学校について、所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人に該当しないとの取扱いを改め、特定公益増進法人制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきである。
- 3 なお、上記1項及び2項の関連で、現行の私立学校助成制度が学校教育法1条

に基づく認可を受けた学校と認可を受けていない学校との間の大きな格差を出現させている問題については、当連合会が既に1998(平成10)年2月20日付け勧告書をもって勧告しているところであるが、未だ改善されていないことから、この点についても引き続き改善が図られるべきであることを、改めて付言する。

[勧告の理由]

別紙調査報告書記載のとおり。

**中華学校・朝鮮学校に対する指定寄付金の適用等に係る
差別的取扱いに関する人権救済申立事件調査報告書**

2008(平成20)年3月13日

**日本弁護士連合会
人権擁護委員会**

中華学校・朝鮮学校に対する指定寄付金の適用等に係る 差別的取扱いに関する人権救済申立事件調査報告書

2008年3月13日

日本弁護士連合会人権擁護委員会

中華学校・朝鮮学校に対する指定寄付金の適用等に係る差別的取扱いに関する人権救済申立事件について、下記のとおり、調査の結果を報告いたします。

記

【報告の趣旨(結論)】

以下の措置をとることを相当と思料する。

- 1 【申立の趣旨 関連】 内閣総理大臣、文部科学大臣及び財務大臣に対して、指定寄付金の適用対象法人等について定める所得税法78条2項2号及び法人税法37条3項2号(「その他公益を目的とする事業を行なう法人又は団体」)に中華学校及び朝鮮学校が該当しないとの取扱いを改め、指定寄付金制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきことを勧告する。
- 2 【申立の趣旨 関連】 内閣総理大臣、文部科学大臣及び財務大臣に対して、特定公益増進法人について定める所得税法施行規則40条の8第5項及び法人税法施行規則23条の2第5項(「初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設置された学校教育法134条1項(各種学校)に規定する各種学校であつて、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準に該当するもの」)に中華学校及び朝鮮学校が該当しないとの取扱いを改め、特定公益増進法人制度の本旨に従って、関連告示を改正するなどしてこれら学校が適用対象に該当するとの取扱いを行うべきことを勧告する。
- 3 【申立の趣旨 関連】 内閣総理大臣及び文部科学大臣に対して、大学・専門学校入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上ないしこれに準ずる学力が認められる対象となる学校を規定する学校教育法施行規則150条1号又は4号(「文部科学大臣の指定した者(もの)」。同規則183条でも準用。)に朝鮮高級学校が該当しないとの取扱いを改め、関連告示を改正するなどして同学校がこれに該当するとの取扱いを行い、もって同学校の卒業生ないし卒業見込生が個別審査によらずとも一律に大学・専門学校の入学試験を受験する資格を得られるようにすべ

きことを勧告する。

【報告の理由】

第1 事案の概要

1 申立人

(1)本件は、

学校法人横浜山手中華学園 (以下「申立人」と表記)	横浜山手中華学園家長会 (以下「申立人」と表記)
学校法人東京朝鮮学園 (以下「申立人」と表記)	東京朝鮮学校オモニ会連絡会 (以下「申立人」と表記)
学校法人神奈川朝鮮学園 (以下「申立人」と表記)	神奈川朝鮮学園オモニ会連絡会 (以下「申立人」と表記)

の6者が申立人になっている事案である。

申立人 は横浜山手中華学校を運営する(準)学校法人で、申立人 がその運営を支援する保護者・有志の会

申立人 は東京都内所在の東京朝鮮第1幼初中級学校、東京朝鮮中高級学校、朝鮮大学校等の朝鮮学校を運営する(準)学校法人で、申立人がその運営を支援する保護者・有志の会

申立人 は神奈川県内所在の横浜朝鮮初級学校、川崎朝鮮初級学校、神奈川朝鮮中高級学校等の朝鮮学校を運営する(準)学校法人で、申立人がその運営を支援する保護者・有志の会

という関係にある。

(2)申立人 ・ ・ が運営する各中華学校・朝鮮学校は、いずれも、その教育に使用する言語やカリキュラム内容等が文部科学大臣の定める基準と異なることが原因で学校教育法1条に定める学校(以下「一条校」という。)としての設置基準を満たさず、さらに「我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く」とする同法124条(2007(平成19)年12月26日施行改正前(以下も同じ。)の旧82条の2)の除外要件にも該当していることから専修学校にも当たらず、各種学校(同法134条(旧83条)1項)という地位に置かれている。

2 相手方

a)内閣総理大臣、b)文部科学大臣、c)財務大臣の3者である。

3 申立の概要

本件申立は、

申立人 ・ ・ の運営する各中華学校・朝鮮学校が、「指定寄付金」制度の対象として認められていないこと

申立人 ・ ・ の運営する各中華学校・朝鮮学校が、「特定公益増進法人」として認められていないこと

申立人 の運営する各中華学校・朝鮮学校が、日本私立学校・共済事業団による「受配者指定寄付金制度」と「事業団融資制度」の対象として認められていないこと

申立人 ・ の運営する各朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生が、個別の入学資格審査なしに大学や専門学校（専門課程の専修学校）の入学試験を受験する資格（以下、法令の用法に従い、単に「入学資格」ともいう。）を認められていないこと

が、上記各中華学校・朝鮮学校（ただし については中華学校を除く。）を運営する各学校法人、同各学校に通う児童・生徒及びその保護者に対する人権侵害に当たることを前提に、相手方である「当該関係各機関」に対して、

申立人 ・ ・ の運営する各中華学校・朝鮮学校を、「指定寄付金」制度の対象として認めること

申立人 ・ ・ の運営する各中華学校・朝鮮学校を、「特定公益増進法人」として認めること

申立人 ・ ・ の運営する各中華学校・朝鮮学校を、「受配者指定寄付金制度」と「事業団融資制度」の対象として認めること

申立人 ・ の運営する各朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生につき、個別の入学資格審査なしに大学や専門学校（専門課程の専修学校）の入学試験を受験する資格を認めること

を求め、もって人権侵害を是正することを内容とする勧告を求めるものである。

第2 前提となる事実関係

1 申立の趣旨 関連

(1) 「指定寄付金」「特定公益増進法人」制度の内容

ア 「指定寄付金」制度

申立の趣旨 を検討するに当たっては、まず前提として「指定寄付金」制度自体の内容及び趣旨を明らかにする必要があることから、この点について最初に検討する。

(ア) 所得税法上の指定寄付金制度

所得税法 78 条は個人（「居住者」）による寄付金控除につき定めるところ、このうち同条 2 項 2 号は、
公益法人・団体に対する寄付金で、
広く一般募集され、
公益・緊急性が高いもので、
政令（所得税法施行令 215 条・216 条）の定めるところにより財務大臣が指定した寄付金（以下「指定寄付金」という。）
について、寄付金控除の対象とする旨を定めている。

(イ) 法人税法上の指定寄付金制度

また、法人による寄付金に係るいわゆる損金算入についても、上記の所得税の場合とほぼ同様の規定が法人税法において定められている（法人税法 37 条 3 項 2 号、法人税法施行令 75 条・76 条）。

(ウ) 寄付金控除・損金算入及び指定寄付金制度の趣旨

そこで、これら所得税法・法人税法が共通に定める「指定寄付金」制度の趣旨を検討するに先立って、そもそも所得税法及び法人税法が寄付金控除・損金算入を認めた趣旨を考えるに、本来であればこのような控除や損金算入を認めることはそのまま税収の減少を招く以上、安易かつ無制約にこれを認めることができないことは自明である。しかし他方、寄付金が真に公益目的に使用されるのであれば、それは本来国家が国庫の資金を使用してなすべき事業を肩代わりしているものとも評価できるのであり、「租税が、究極においては公益的目的に支出されたと同様の結果となる」（武田昌輔「立法趣旨 法人税法の解釈（四訂版）」財形詳報社、1991（平成3）年、202頁）。

そこで、このような観点から、政策的に公益度の高い事業を推進するため、これら事業に対する寄付金であると典型的に認められるものを「指定」し、定型的に控除・損金算入を認めたのが、指定寄付金制度であるといえることができる。

所得税法 78 条 2 項 2 号及び法人税法 37 条 3 項 2 号が、ともに、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること」との要件を指定寄付金について定めていることは、上記の制度趣旨を具体的に裏付けるものであると言える。

(エ) 各種学校を寄付先とする寄付金と指定寄付金制度との関係

所得税法 78 条 2 項 2 号及び法人税法 37 条 3 項 2 号が、ともに、

「教育・・・の増進に寄与するための支出」で「緊急を要するもの」に「充てられることが確実」との要件を設けていることから、各種学校を寄付先とする寄付金が指定寄付金としての指定を受け得るか否かという問題は、結局、

当該各種学校が「・・・その他公益事業を目的とする事業を行なう法人又は団体」(各2号柱書)に該当し、かつ、

当該寄付金が「教育・・・の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実である」(各2号口)

と言えるか否かという点に帰着する。

(オ) 関連告示

この点に関して具体的な判断基準を定めた告示が、1965(昭和40)年4月30日大蔵省告示154号「寄付金控除の対象となる寄付金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄付金を指定する件」(以下「指定寄付金告示」)である。

同告示2号においては、「学校(学校のうち小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、ろう学校、養護学校又は幼稚園の行う教育に相当する内容の教育を行う学校教育法第134(旧83)条第1項に規定する各種学校でその運営が法令等に従って行われ、かつ、その教育を行うことについて相当の理由があるものと所轄庁(私立学校法第4条に規定する所轄庁をいう。)が文部科学大臣と協議して認めるもののうち、その設置後相当の年数を経過しているもの又は学校を設置している学校法人の設置するものを含む。)又は専修学校で学校法人が設置するものの敷地、校舎その他附属設備・・・に充てるために当該学校法人に対してされる寄付金・・・であって、当該学校法人が当該寄付金の募集につき財務大臣の承認を受けた日から1年を超えない範囲で財務大臣が定めた期間内に支出されたものの全額」を指定寄付金の対象としている。

イ 「特定公益増進法人」制度

(ア) 所得税法・法人税法上の「特定公益増進法人」制度

上記アの指定寄付金制度は、個別の寄付金の要件を審査して個別に財務大臣が指定する方式を採っている。しかし、この制度趣旨をさらに推し進め、制度の効率化を図るのであれば、特定の法人等が寄付金の受領の客体となる場合には一律に寄付金控除・損金算入を認めても

差し支えないとすることができる。

このような観点から、「公益の増進に著しく寄与する法人等」をあらかじめ主務大臣が認定し、認定された法人等に対する寄付金については一律に寄付金控除・損金算入の対象としようとするのが、いわゆる「特定公益増進法人」制度である。

個人（居住者）の寄付金につき、所得税法78条2項3号、所得税法施行令217条、所得税法施行規則40条の8が定め、法人の寄付金については、法人税法37条4項、法人税法施行令77条、法人税法施行規則23条の2が、これについて定めている。

(イ) 各種学校と特定公益増進法人制度との関係

所得税法施行令及び法人税法施行令の定めによれば、各種学校設置法人についても、「私立学校法・・・第3条・・・に規定する学校法人で・・・各種学校（学校教育法第134（旧83）条第1項・・・に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。・・・）の設置を主たる目的とするもの」に該当する限りにおいては、特定公益増進法人になり得るとされており（所得税法施行令217条1項4号、法人税法施行令77条1項4号）、結局、

当該各種学校が上記にいう「財務省令で定めるもの」に当たるか否か

という点に帰着することになる。

(2) 中華学校・朝鮮学校の「指定寄付金」制度からの排除状況

以上の各制度の内容及び趣旨の検討を前提として、次に、本件申立の趣旨に関する実情について述べる。

本件申立の趣旨は、中華学校及び朝鮮学校が指定寄付金制度から不当に排除されていることを問題とするものであることから、この指定寄付金制度の外国人学校、とりわけ中華学校及び朝鮮学校への適用状況について、以下検討する。

ア 指定寄付金制度の外国人学校への適用状況

前記のとおり、指定寄付金制度においては個別の寄付金を財務大臣が指定するという形式を採っており、その指定作業の際の基準となっている告示が前掲の指定寄付金告示である。同告示2号の定めるところによれば、各種学校であっても、設置後相当の年数を経過している等の要件を満たし、「その運営が法令等に従って行われ、かつ、その教育等を行う

ことについて相当の理由があるものと所管庁が文部科学大臣と協議して認めるもの」については、その「敷地、校舎その他附属設備・・・に充てるために当該学校法人に対してされる寄付金」は、指定寄付金制度の対象となる。

ところが、実際には、いわゆるインターナショナルスクールに分類される学校に対して多数の指定例が存在するのに対し、申立書によれば、下関朝鮮初中級学校及び横浜山手中華学校（申立人 ）による指定寄付金の申請については、いずれも指定が受けられない旨の回答を受けたとされる。

イ 下関朝鮮初中級学校に対する指定寄付金制度の不適用状況

そこで調査したところ、下関朝鮮初中級学校については、1996（平成8）年ころ校舎の改築工事を行うために山口県に対して指定寄付金の運用を同校が照会し、山口県もその指定に積極姿勢を見せていたことが認められる。しかしながら、これに対して、山口県から照会を受けた文部省は、そもそも朝鮮学校を各種学校にすら認可すべきではないとした文部事務次官通達（1965（昭和40）年12月28日付文管振第210号通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」。なお、同通達の直接的効力は、機関委任事務自体の消滅に伴って現在では消滅している。）を根拠に「朝鮮人学校にかかる指定寄付金の取扱いについては、前記の寄付金控除等に関する大蔵省告示にいう『その教育を行うことについて相当の理由があるものと所轄庁が認めること』は適当ではないとしてきたところ」であるとして、当該案件への指定寄付金制度の適用につき否定的見解を表明した（文部省学術国際局「下関朝鮮初中級学校の指定寄附について」（1996（平成8）年8月）、朝日新聞1997（平成9）年8月7日報道、毎日新聞同月12日報道、在日本朝鮮人人権協会「同胞達の人権と生活」（1996（平成8）年9月））。

その結果、当該指定寄付金候補案件に関しては、事前相談のみで断念され、申請には至らなかったものと認められる。

このように申請には至っていないものの、所轄官庁の見解は確認されており、その見解によれば下関朝鮮初中級学校に係る当該寄付金について「指定」の対象から除外された理由は、寄付金の事業内容等によるものではなく、寄付先が朝鮮学校であったこと自体に専ら存することが認められる。すなわち、朝鮮学校が指定寄付金告示2号の「学校」に該当

せず、結局、朝鮮学校ないしその運営者が、前掲の所得税法78条2項2号及び法人税法37条3項2号にいう「・・・その他公益事業を目的とする事業を行なう法人又は団体」(各号柱書)に該当しないとの判断に専ら依拠して、当該案件への指定寄付金制度の適用を否定したことは明らかであると言える。

そして、当委員会が文部科学省から聴取したところによれば、このような取扱いが今日までに改められたとは認められない。

ウ 横浜山手中華学校に対する指定寄付金制度の不適用状況

次に、横浜山手中華学校についてみると、2005(平成17)年11月に横浜山手中華学校から神奈川県に対して「校舎新築計画に係る寄付金について指定を受けたいとの事前相談」があった事実、この相談を受けて神奈川県が「文部科学省に対して要望・意見照会を行ってき」たのに対して「文部科学省からは指定寄付金の指定は対日投資の促進という観点から、企業等の短期滞在者の子弟が半数以上在籍していることが〔寄附対象学校の要件として〕必要であるとの考え方から、現在の状況下では認められない旨の回答」が神奈川県に対してなされた事実、その結果、横浜山手中華学校は当該申請を断念するに至った事実が、それぞれ認められる。

このように申請には至っていないものの、所轄官庁の見解が確認されている点は前記の下関朝鮮初中級学校の事例と同様である。そして、文部科学省の見解によれば、横浜山手中華学校に係る当該寄付金について「指定」の対象から除外された理由は、当該校舎新築計画や寄付金募集計画自体の内容とは無関係に、同学校が「企業等の短期滞在者の子弟が半数以上在籍している」学校ではないこと自体にあったことは、明らかであると言える(2007(平成19)年1月22日付け神奈川県知事から当連合会に対する回答書(学振第738号)及び当委員会による文部科学省からの聴取による)。すなわち、横浜山手中華学校についてもやはり指定寄付金告示2号の「学校」に該当せず、結局、同学校ないしその運営者が、前掲の所得税法78条2項2号及び法人税法37条3項2号にいう「・・・その他公益事業を目的とする事業を行なう法人又は団体」(各号柱書)に該当しないとの判断に専ら依拠して、当該案件への指定寄付金制度の適用を否定したものと言わざるを得ないのである。

そして、当委員会が文部科学省から聴取したところによれば、このよ

うな取扱いについても、今日までに改められたとは認められない。

(3) 中華学校・朝鮮学校の「特定公益増進法人」制度からの排除状況

前記のとおり、特定公益増進法人制度は寄付金の受け皿となるべき法人等そのものを指定する方式を採るところ、各種学校たるいわゆる外国人学校についての指定の基準を定める所得税法施行規則40条の8第5項及び法人税法施行規則23条の2第5項は、いずれも、対象となる各種学校を「初等教育又は中等教育を外国語により施すことを目的として設置された学校教育法第134（旧83）条第1項に規定する各種学校であって、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準に該当するもの」と定めている。そこで、具体的には、「文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準」が問題となるところ、この基準として定められた2003（平成15）年文部科学省告示59号（以下「特定公益増進法人告示」という。）は、対象の各種学校につき、出入国管理及び難民認定法上の「外交」「公用」「家族滞在」の在留資格をもって在留する子女に対する教育を目的とし、かつ「国際バカロレア事務局」「ウェスタン・アソシエーション・オブ・スクール・アンド・カレッジズ」「アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル」又は「ヨーロッパ・カウンセル・オブ・インターナショナルスクールズ」（以下「欧米系4評価機関」）の認定を受けていることを要件とした。

そのため、児童・生徒の多くが「特別永住者」等であって、かつ上記の欧米系の4評価機関の認定を受けることが現実には想定されない各中華学校・朝鮮学校が、事実上一律に特定公益増進法人の指定から排除される結果となったことが認められる。

2 申立の趣旨 関連

(1) 「受配者指定寄付金」「事業団融資」制度の内容

ア 受配者指定寄付金制度

私立学校の教育研究の発展寄与のため、寄付者が指定した学校法人に対して日本私立学校振興・共済事業団（旧日本私学振興財団を統合。以下「私学共済事業団」という。）を通じて寄付を行うことにより、寄付金控除（個人の寄付者）又は損金計上（法人の寄付者）を受けることができるという制度であり、1967（昭和42）年3月31日大蔵省告示3

8号によって定められた。

イ 私学共済事業団による融資制度

私学共済事業団が、学校法人等に対し、その設置する私立学校、職業技術教授を目的とする私立専修学校又は政令で定める各種学校の施設整備等経営に必要な資金を貸し付け、また、私学教育関連で振興上必要と認められる事業を行う者に必要資金を貸し付ける制度である（以下「事業団融資制度」という。）。

(2) 中華学校・朝鮮学校の「受配者指定寄付金」「事業団融資」制度からの排除状況

ア 受配者指定寄付金制度からの排除状況

受配者指定寄付金の寄付金控除又は損金計上の要件は、前記の指定寄付金告示の2項の2において定められているところ、その対象は「学校法人が設置する学校若しくは専修学校の教育に必要な費用若しくは基金（専修学校にあっては、高等課程又は専門課程の教育の用に供されるものに限る。）」とされており、各種学校は全て対象から排除されている。これを受けて、私学共済事業団の事務取扱も上記告示の規定に沿ったものとなっている（日本私立学校振興・共済事業団「受配者指定寄付金寄付金事務の手引」(2006(平成18)年5月9日改訂版)）。

各中華学校・朝鮮学校は全て各種学校であることから、適用対象から除外されている。

イ 事業団融資制度からの排除状況

事業団融資制度について定める日本私立学校振興・共済事業団法23条1項2号は、「学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のために必要な資金・」と定めており、この条文上は各種学校たる各中華学校・朝鮮学校も対象となり得る。

ところが、これを受けて定められた日本私立学校振興・共済事業団法施行令2条及び同施行規則3条は、「機械」「製造」「建設」「医療」「保育」「経理」等の分野の「職業に必要な技術の教授を目的とする」専修学校又は各種学校に対象を限定していることから、上記のような目的とは異なる教育目的を有するものとして、各中華学校・朝鮮学校はいずれも適用対象から除外されている。

3 申立の趣旨 関連

(1) 入学試験の受験資格に関する従前の経過

ア 大学の入学試験の受験資格

従来、外国人学校等の卒業生は、原則として大学入学資格検定（いわゆる「大検」。2005（平成17）年度より「高等学校卒業程度認定試験」）に合格しなければ大学を受験できなかったが、2003（平成15）年改正前の学校教育法施行規則69条4号（なお、69条は、学校教育法改正にともなう条文番号整理の結果、2007（平成19）年12月26日施行改正により150条となった。以下「旧69（現150）条」と表記する。）の「文部(科学)大臣の指定した者」に基づく関連告示（1948（昭和23）年5月31日文部省告示第47号「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件」。以下「1948年入学資格告示」と表記。）の改正による指定対象の追加や、私立大学を中心とした同条6号の「その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」の弾力的運用などにより、徐々に門戸が開放されてきた。

その後、2003（平成15）年9月、文部科学省は上記の学校教育法施行規則旧69（現150）条の規定を改正し、7号（前掲の旧6号）を「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18才に達した者」として、大学による個別の入学資格審査を明文化した。また、同時に、同条1号の「外国において、学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者」に基づく関連告示（1981（昭和56）年10月3日文部省告示第153号「外国において学校教育における十二年の課程を終了した者に準ずる者を定める件」。以下「1981年入学資格告示」と表記。）を改正し、日本に所在する韓国学校や中華学校等を同号の指定対象とした（同告示3号、別表第2）。さらに、2004（平成16）年1月にも1981年入学資格告示を改正し（同告示4号、別表第3）、課程が「12年」ではない外国人学校についても一定の要件下で指定対象とした結果、多くのブラジル人学校などがその対象となった。

また、これらと並行して、前掲の1948年入学資格告示による対象も拡大され、欧米系の認定機関の認定を受けたインターナショナル・ス

クールの多くが、学校教育法施行規則旧69(現150)条4号の「文部科学大臣の指定した者」の対象校として取り込まれた。

その結果、

3つの欧米系認定機関のいずれかの認定を受けた外国人学校の卒業生ないし卒業見込生(同規則旧69(現150)条4号「文部科学大臣の指定した者」、1948年入学資格告示の23号)または本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校の卒業生ないし卒業見込生(同規則旧69(現150)条1号「外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」、1981年入学資格告示の3号・4号)

として、相当の範囲の外国人学校の卒業生ないし卒業見込生について、各大学の個別審査(同規則旧69(現150)条7号「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの」)によることなく、一律に大学の入学資格が認められ、入学試験の受験が認められるに至った。

イ 専門学校の入学試験の受験資格

同様に、専門学校(専門課程の専修学校)への入学資格についても、2003(平成15)年9月の学校教育法施行規則旧77条の5(現183条)等の改正により緩和され、大学入学資格と同様に、外国人学校についても、上記ア・に準じた要件を満たせば、個別の入学資格審査によることなく、一律に卒業生ないし卒業見込生の入学資格が認められ、入学試験の受験が認められるようになった。

(2)朝鮮学校排除の状況

上記のとおり、大学についても、専門学校についても、2003(平成15)年より制度改正がなされ、その結果、中華学校及び韓国学校等は前記(1)アに該当するものとして、その卒業生ないし卒業見込生には一律に入学資格が認められることとなった(1981年入学資格告示の3号、別表第2)。韓国学校、中華学校以外の様々な外国人学校についても、その後次々に前記(1)ア(1981年入学資格告示の4号、別表第3)又はへの該当性を認められたことは、前記のとおりである。

ところが、朝鮮学校については、未だに前記にもにも該当しないものとされていることから、その卒業生ないし卒業見込生は、引き続き各大学・

専門学校の個別審査によって認められた場合にのみ、大学等の入学試験の受験が認められるという状況が続いている。

第3 保障される権利

以上に認定した中華学校及び朝鮮学校並びに朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生に関する各制度からの排除状況を前提とした上で、さらに、そのような状況下において、いかなる権利利益が侵害ないし制約されているのかという点を次に検討する。

1 申立人らの主張

この点に関して、申立人らは、申立の趣旨 ~ 共通の人権侵害として、憲法13条（幸福追求権）、同26条（教育を受ける権利）、同14条（平等原則）及び国際人権法（世界人権宣言、国際人権規約（社会権規約、自由権規約）、子ども（児童）の権利条約、マイノリティ権利宣言など）により、自らの属する民族の言葉によりその文化・歴史を学ぶ権利（民族教育を受ける権利）が保障されており、その論理的帰結として、民族的少数者が外国人学校等を設置・維持することを国家から妨害されず（自由権的側面）、また、その設置・維持のために国家から一般の私立学校と差別なく財政援助を受ける権利（社会権的側面）が導かれ、これら権利が侵害されていると主張する。

2 日本に在留する外国籍の子どもの教育に関して保障される権利

申立人らは中華学校及び朝鮮学校の運営主体並びにこれら学校に通う児童・生徒の保護者の会である。しかし、申立人らの主張からも明らかであるとおり、申立人らが問題としているのはむしろこれら学校に通い、通おうとし、あるいはこれら学校を卒業した子どもたちの権利が侵害されているという点である。

そこで、まず、これら学校の児童・生徒に関していかなる権利が問題となるかを検討することにする。

(1) 教育を受ける権利（学習権）と人権享有主体性

憲法26条1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定めている。

この教育を受ける権利は、権利主体である子どもにとっては、教育を受けて学習し、人間的に発達、成長していく権利、すなわち「学習権」である。

最高裁大法廷判決（1976（昭和51）年5月21日刑集30巻615頁、

いわゆる旭川学力テスト事件判決)も「(憲法26条は)福祉国家の理念に基づき、国が積極的に教育に関する諸施設を設けて国民の利用に供する責務を負うことを明らかに(中略)したものであるが、この規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである」と判示している。このように、教育を受ける権利(学習権)は、単なる自由権の域を超えて、国家に対して合理的な教育制度の整備とそこでの適切な教育を要求する権利、すなわち社会権としての性格を併せ有する。

そして、教育を受ける権利(学習権)については、その権利の普遍性に加え、自由権規約27条、社会権規約13条、子どもの権利条約5条・8条・29条・30条、人種差別撤廃条約前文・2条2項・5条・7条等に鑑みても、憲法26条にいう「国民」は日本国籍を有する者と限定して解釈されるものではないから、日本に在留する外国籍の(日本国籍を有しない)子どもに対しても保障されていると解される。

(2)教育を受ける権利(学習権)の具体的内容

以上のとおり、自由権的側面と社会権的側面を併有する「学習権」につき、日本に在留する外国籍の子どもに享有主体性が認められることを前提に、次に、この学習権の具体的内容を検討する。なお、この点に関連して、国際人権条約の日本政府報告に対する審査で各条約の委員会より下記のとおり見解が出されている(その具体的記載は別紙1のとおり)。

記

子どもの権利委員会(第1回日本政府報告審査)の総括所見=1998(平成10)年6月5日=13項・35項

自由権規約委員会(第4回日本政府報告審査)の総括所見=1998(平成10)年11月19日=13項

人種差別撤廃委員会(第1回・第2回日本政府報告審査)の総括所見=2001(平成13)年3月20日=15項・16項

社会権規約委員会(第2回)の総括所見=2001(平成13)年8月31日

= 32項・60項

子どもの権利委員会（第2回）の総括所見 = 2004（平成16）年1月30日 = 24項・25項・49項・50項

ア 普通教育等を受ける権利

社会権規約13条1項1文は「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。」として、同条2項において、柱書「この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。」同項(a)「初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。」同項(b)「種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。」同項(c)「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。」と定めている。

また、子どもの権利条約28条1項は、柱書「締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、」同項(a)「初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。」同項(b)「種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられているものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。」同項(c)「すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。」と定めている。

憲法及びこれらの条約により、普通・中等教育においてはすべての子どもへの機会提供と無償教育の導入ないしその漸進的な導入が保障され、高等教育においてもすべての子どもへの能力に応じた機会提供が保障されている。

よって、中華学校・朝鮮学校に在籍する児童・生徒を含め、日本に在留する外国籍の子どもにも、このような意味における教育を受ける権利（以下「普通教育等を受ける権利」という。）の保障が及ぶ。

イ マイノリティ教育を受ける権利

以上に述べた普通教育等を受ける権利のほかに、民族的少数者である子どもに関しては、その属する民族の言語・文化・歴史・地理等に関する教育（以下「マイノリティ教育」という。）を受ける権利が問題となる。

この点、自由権規約 27 条は、「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し自己の言語を使用する権利を否定されない。」と定め、民族的少数者の権利を保障している。

同条を受けて、いわゆる「マイノリティ権利宣言」(1992(平成4)年12月18日国連総会決議47/135)4条3項は「国家は、可能な場合には常に、マイノリティの属する人々が自らの母(国)語を学んだり、母(国)語で教育を受ける十分な機会を得られるよう適切な措置をとらなければならない。」と定めている。

また、子どもの権利条約 29 条 1 項は、柱書「締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。」同項(c)「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。」と定めている。

以上により、憲法及びこれら条約により、日本に在留する民族的少数者である子どもに対しては、民族教育を受けるという意味での学習権（マイノリティ教育を受ける権利）が保障されていると解される。なお、自由権規約委員会による日本政府第3回報告の審査・最終見解の13項も、「日本国民ではない在日韓国・朝鮮人マイノリティに対する差別の事例に懸念を有する。委員会は、(自由権規約)第27条に関する委員会の一般的な性格を有する意見23が、第27条による保護は国民に限定されない」と述べていることについて、締約国の注意を喚起する」としている。

(3)保障される権利

上記(1)・(2)で述べたところからは、憲法及びこれら条約によって、日本に在留し、中華学校・朝鮮学校に現に通う又は通おうとする外国籍の子どもには、普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受ける権利が保障されており、これら教育を受けることを阻害されないことを保障されるほか（自由権的側面）、これら教育を受けるにつき、国家に対して、無償化や財政

的負担軽減のための諸施策の実施を求めることを保障される（社会権的側面）というべきである。

3 平等原則

憲法14条が、平等原則を定め、差別を禁止しているのは、そもそも人間はみな生来的に平等（個人の尊厳において平等）であることに基づいている。

この本質的部分に関して国籍による違いが生ずる余地がないことは明らかであり、日本に定住する外国人についても、平等原則が適用され、保障されなければならない。

よって、外国人についても、日本人や他の外国人との別異の取扱い（区別）が合理性を欠くものであれば、不合理な「差別」的取扱として平等原則違反を構成することになり、そのことは、上記で述べた教育を受ける権利（学習権）の保障の場面にあっても妥当するというべきである。

4 権利侵害・平等原則違反の判断基準

以上より、中華学校・朝鮮学校の児童・生徒には、前記の自由権的・社会権的側面を併有する学習権（普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受ける権利）が保障され、さらに、これらの権利の行使場面においては、仮に学習権自体が侵害されたとまでは言えない状況であっても、他の日本国籍の子どもや外国籍の子どもとの間で差別的取扱いを受けない権利が保障されているというべきである。

そして、上記の各権利利益が侵害ないし制約された場合において、それが憲法上・条約上許容されるか否かを判断するにあたっては、これら権利の重要性及びこれら権利が侵害された場合に生じる損害の深刻さ及び損害回復の困難さに鑑みて、厳格に判断される必要があると解するべきである。

第4 権利侵害の検討

以上の検討内容を踏まえて、本件申立に関し、それぞれ憲法上・条約上の権利侵害が存在するか否かを検討する。

1 申立の趣旨（指定寄付金制度関連）について

(1) 指定寄付金制度関連で侵害が問題となる人権

前記のとおり、申立の趣旨は、朝鮮学校及び中華学校が指定寄付金制度の対象から不当に排除されていることを問題とする申立である。

上記第3で述べたとおり、学習権保障の社会権的側面として、教育の実施に係る無償化や財政的負担軽減のための諸施策の実施を国ないし日本政府に対して求めることが保障されると解される。そこで、指定寄付金制度の適用から不当に排除されることにより、有利な条件で寄付金を集めることによる財政的負担の軽減という利益が害され、ひいては社会権的意味における学習権が侵害されているのではないかという点が問題となる。

この観点から、朝鮮学校及び中華学校が指定寄付金制度の対象から不当に排除されているか否かを検討し、仮に不当に排除されていることが認められる場合には、それが朝鮮学校及び中華学校に通い又は通おうとする子どもの学習権（普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受ける権利）の保障という場面における平等原則違反を構成するのか否か、あるいは子どもの学習権を侵害することになるのか否かという点を順次検討することとする。

(2) 指定寄付金制度関連での不合理な差別的取扱いの有無

まず、指定寄付金制度の適用に関して、中華学校及び朝鮮学校が差別的な取扱いをされているか否かという点について検討する。

ア 他の各種学校への適用事例

中華学校及び朝鮮学校と比較する上で、同じ各種学校たる外国人学校としてインターナショナルスクールの取扱いが問題となるが、前記認定のとおり、指定寄付金制度については、近年インターナショナルスクールへの適用事例は多数存在し、また、インターナショナルスクールであることや外国人学校であること自体を理由に指定を拒否されたという事例は見当たらない。

イ 中華学校・朝鮮学校への適用拒否事例

他方、下関朝鮮初中級学校及び横浜山手中華学校に関しては、事前相談の段階で、文部（科学）省から指定を拒否すべき旨の見解が示されたことが、前記のとおりそれぞれ認定できるところである。これらについては、確かに正式な指定拒否処分ではないが、都道府県を通じてなされた意見照会に対して所轄官庁として回答している以上、拒否処分に準じて考えて良い。

そして、前者の下関朝鮮初中級学校の事例における指定拒否の理由は、指定申請にかかる寄付金の内容とは全く関係がなく、専ら同学校が朝鮮

学校であることに尽きることが認められる。すなわち、文部省は指定すべきではない根拠として1965(昭和40)年12月28日付け文部事務次官通達を引用しているのであり、同通達は専ら朝鮮学校であること自体を問題とするものである。この点、同通達の内容は朝鮮学校を各種学校として認可することすら否定したものであるが、少なくとも本件事前相談時には朝鮮学校は各種学校としての位置付けを得ていることは明らかであるから、明らかに不合理であり、正当な根拠とは認められない。

他方、後者の横浜山手中華学校の事例における指定拒否は、実質的には特定公益増進法人告示をいわば準用する形で、同学校において日本に長期滞在する児童・生徒が半数以上を占めることを専らの理由とするものである(横浜山手中華学校校長からの聴取による。なお、大島令子衆議院議員からの質問主意書に対する内閣総理大臣の答弁書(2002(平成14)年8月30日内閣衆質154第151号、2003(平成15)年4月11日内閣衆質156第19号、同年6月13日内閣衆質156第67号)における3度にわたる答弁においても、政府から明確な説明がなされたとは認められない)。この点、確かに、同告示は対日投資の促進のために外国人子女の学習環境の整備・充実を図るとの趣旨で関係法令が改正されるとともに発せられたものであると認められる(2003(平成15)年5月26日付け15文科際45号通知)。

しかし、長期滞在者が半数以上を占める中華学校に対して指定寄付金制度の適用を認めることによって、対日投資の促進の目的が達せられないとしても、遑って、そもそも、指定寄付金制度自体が認められた趣旨が、公益度の高い事業を推進するために同事業に対する寄付金について寄付金控除ないし損金算入を認めることにより、「租税が、究極において公益的目的に支出されたと同様の結果となる」ことにあることからすると、日本に長期滞在する外国籍の児童・生徒に対して前記の憲法上・条約上保障された教育を受ける権利を具体的実現するために行う教育機関としての事業は、対日投資の促進に優るとも劣らない公益性を有することは明らかと言うべきである。

そして、現に中華学校及び朝鮮学校は、確立されたカリキュラムにより安定した教育を長年にわたって実施し、多数の卒業生を既に日本社会に送り出してきた実績がある（朝鮮学校のカリキュラム内容、教育実績等については、「東京朝鮮各級学校入学案内」、神奈川朝鮮中高級学校ホームページ、申立人代理人李春熙弁護士作成の2007(平成19)年10月1日付け報告書等によって確認することができ、中華学校のカリキュラム内容、教育実績等についても、横浜山手中華学校ホームページ等によって確認することができる(別紙3)。また、とりわけ中華学校において日本人の生徒が増加していることにつき、「プレジデント」2005(平成17)年10月3日号記事などで報じられているところである。)

したがって、仮に前記告示の対象に含まれないとしても、そのことが指定寄付金制度の適用を一律に拒否する理由とはなり得ないことは、指定寄付金制度の本旨に遡れば当然と言わなければならない。

ウ 不合理な差別的取扱いに関する小括

以上により、朝鮮学校であること自体を理由とし、あるいは、長期滞在者である児童・生徒が半数以上を占めることを専らの理由として、朝鮮学校や中華学校を一律に指定寄付金制度の対象から除外する取扱いは、指定寄付金制度の趣旨自体にも反し、不合理な差別的取扱いであると言すべきである。

(3) 指定寄付金関連での不合理な差別的取扱いによる子どもの学習権への影響

以上のとおり、指定寄付金制度の運用ないし適用に関して不合理な差別的取扱いが認められることを前提に、次に、これによって中華学校・朝鮮学校に通い又は通おうとする子どもに実質的な損害や権利侵害が発生しているか否かを検討する。

ア 指定寄付金制度の適用を受ける利益

この点については、厳密な認定を行うことが困難ではあるが、そもそも、指定寄付金制度の適用を受ける利益についてまず検討するならば、指定を受けた寄付金については、個人たる寄付者から見れば寄付金控除の恩恵が、法人たる寄付者から見れば損金算入の恩恵がそれぞれ認めら

れることとなり、結果としてより多くの寄付者からより多くの寄付を集める誘引（誘因）となることに最大の利益（メリット）が存することは、制度趣旨からしても明らかである。そこで、中華学校や朝鮮学校が不当に指定寄付金制度の対象から一律に排除されれば、これら学校が必要な寄付金を集めようとしても、同制度の対象となる他の学校と比較して相対的に不利な条件の下での寄付金集めを強いられることとなると言えることができる。

イ 近時の少子化傾向の中での寄付金の位置付け

そもそも、少子化等の進行の中で、日本における学校経営は全般的に厳しさを増している。

この中で、私立学校の運営における寄付金収入の重要性が改めて認識され、日本政府としても私立学校の財政基盤の安定のための寄付金収入の確保を重視し、そのために指定寄付金制度を位置付けていることが認められる。文部科学白書（2006（平成18）年版）188頁においても、「近年の少子化の進展などに伴って私立学校の経営環境が厳しさを増す中、私立学校としても、学生納付金や私学助成に加えて、多様な財源を確保することが求められています。学校法人に対する寄附の促進は、その重要な方策の一つと考えられており、国としても、学校法人に対する寄附については、税制上の優遇措置を設け、寄附の促進に努めています。優遇措置の具体的内容は、以下のとおりです。」として指定寄付金制度を挙げている。

ウ 中華学校・朝鮮学校の財務体質と寄付金の位置付け

この点に関連して、そもそも各種学校たる中華学校・朝鮮学校について、私学助成制度の適用の対象から除外されていることに起因して財政基盤が脆弱であることは、先行事件である「朝鮮人学校の資格助成問題に関する人権救済申立事件」（以下「先行事件」という。）にかかる1997（平成9）年12月の調査報告書（以下「先行事件調査報告書」という。）で認定されているとおりである。その結果として、学校収入の多くを寄付金に頼らざるを得ない実情にあり、一般の私立学校とはまったく異なるとも言えるべき寄付金依存の経営体制となっている。

例えば、

2005(平成17)年度の東京都内の私立小学校の学校収入に占める

「補助金」の割合は 22.1%(2004年度は22.3%)

「寄付金」の割合が 7.1%(同6.9%)であるのに対し、

2006(平成18)年度の東京朝鮮第3初級学校の学校収入に占める

「補助金」割合は 3.2%(2004年度は3.4%)

「寄付金」割合は 60.7%(同68.6%)

と、極端な差異がある。

同様に、

2005(平成17)年度の東京都内の私立高等学校については

「補助金」の割合は 32.4%(2004年度は32.9%)

「寄付金」の割合は 2.4%(同2.6%)であるのに対し、

2006(平成18)年度の東京朝鮮中高級学校については、

「補助金」の割合は 1.6%(2004年度は1.6%)

「寄付金」の割合は 26.7%(同18.3%)

と、やはり極端な差が出ている。

また、学校法人神奈川朝鮮学園(申立人)においても、総収入に占める「寄付金」の割合は37.5%(2006(平成18)年度)に上っており、寄付金への極端に高い依存体質は、補助金の対象とはなりにくい各種学校たる外国人学校に共通した状況と認めることができる。

よって、このような状況下で指定寄付金制度の対象から一律かつ不当に排除されることは、寄付金に依存せざるを得ないという元々厳しい財務体質と相まって、中華学校・朝鮮学校等の経営をさらなる窮地へと追いやり、学校運営自体に大きな困難を招来する結果となることが一般論として明らかであると言うべきである。

エ 学校経営及び教育実施の困難性を示す具体的事情

(ア)この点に関連して、申立人代理人李春熙弁護士作成の2007(平成19)年9月28日付け報告書によれば、帰属収入のうち消費支出以外の支出(施設や教育研究用機器等の支出)に充てることができる割合=帰属収支差額比率を見ると、東京都内私立小学校平均は12.2%であ

るのに対し、東京朝鮮第3初級学校ではマイナス7.3%となっており、東京都内私立高校平均が2.0%であるのに対し、東京朝鮮中高級学校はマイナス5.0%であるなど、施設建設や教育機器購入の予算が極端に不足していることが明らかであると言える。なお、先行事件調査報告書(1997(平成9)年12月)においても、朝鮮学校の財政難が報告されており、この状況は長期にわたって固定化されていると認められる。

(イ)以上のとおり、朝鮮学校においては、施設建設や教育機器購入の財源が極端に不足していることが財務指標からも明らかであるが、そのことは、当委員会による東京朝鮮第2初級学校における現地調査の結果(別紙4参照)によっても具体的に裏付けられていると言える。これら朝鮮学校においては、現金収入が慢性的かつ極端に不足していることから、人件費と光熱費の支出が支出割合の多くを占め、校舎の更新や教材など基本的な教育環境の整備は現物寄付や他の日本の学校等からの廃品もらい受け等によってしかなし得ないものが存在する。

(ウ)なお、念のため述べるならば、支出に対して人件費が高い割合を占めるという事実が、教員一人あたりの人件費が高いということを意味するものではない。むしろ、教員一人あたりの人件費の絶対額は異常とも言うべき低い金額に抑えられていることが認められる。例えば、申立人代理人李春熙弁護士作成の2007(平成19)年9月28日付け報告書によれば、神奈川県下の教員一人あたりの1ヶ月平均の人件費は、高等学校46万9000円余、中学校45万5000円余、小学校43万6000円余であるのに対し、朝鮮学校はわずか16万7000円余に過ぎない。この点、前掲の先行事件調査報告書(1997(平成9)年12月)13頁では、朝鮮学校の教員の月給(諸手当込み、1996(平成8)年)が、初任12万4000円、勤続5年で15万3500円、勤続10年で25万9500円、勤続20年で30万1500円とされており、むしろこの10年間で朝鮮学校の教員の待遇は悪化していることが伺われる。

(エ)他方、横浜山手中華学校においては、生徒数の増加に対応するために校舎の移転・新築が不可避な状況が2002(平成14)年ころから認識

されているものの、前記のとおり、2003(平成15)年に指定寄付金制度の事前相談でその適用を事実上拒否されたことから、現在に至るまで校舎の移転・新築の具体的目途が立たないままに学校運営の継続を強いられていることが認められる。他方で、入学希望者の増大により新校舎の設置を前提に前倒しでクラス数は増加せざるを得ない状況となっており、校舎の移転・新築は喫緊の課題となっている。移転・新築には多額の費用が見込まれることから、多額の寄付金を速やかに集めることが不可避となっており、そのために指定寄付金制度ないし特定公益増進法人制度の適用が受けられるか否かが大きな影響を及ぼすと認められる(申立人代理人李春熙弁護士作成の2007(平成19)年10月11日付け報告書、神奈川新聞2006(平成18)年2月19日記事など)。

オ まとめ

以上によれば、指定寄付金制度の適用は、むしろ寄付金依存の経営とならざるを得ない中華学校や朝鮮学校にこそ積極的に行われるべきであると言うべきところ、逆にこれら学校をその適用から排除することは、ひいては、中華学校・朝鮮学校における学校経営を不可能ないし困難な状況に陥らせ、これら学校の教育を行う自由及びこれら学校に通い又は通おうとする児童・生徒の学習権を実質的に侵害するという形で権利侵害と不利益を発生させるものと言うことができる。

(4)申立の趣旨 に関する小括

以上により、申立の趣旨 には理由があると認められ、具体的には中華学校・朝鮮学校が指定寄付金制度の対象から不当に排除されていることが認められ、その結果、朝鮮学校及び中華学校に通い又は通おうとする子どもの学習権(普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受ける権利)保障の場面における平等原則違反を構成するとともに、学習権を実質的に侵害しているものと認めることができる。

よって、継続的かつ重大な人権侵害の存在を認めることができる。

2 申立の趣旨 (特定公益増進法人制度関連)について

(1) 特定公益増進法人制度関連で侵害が問題となる人権

この点は、申立の趣旨と同様に考えられる。

上記第3で述べたとおり、学習権保障の社会権的側面として、教育の実施に係る無償化や財政的負担軽減のための諸施策の実施を国（日本政府）に対して求めることが保障されると解されるところ、特定公益増進法人制度の適用から不当に排除されることにより、有利な条件で寄付金を集めることによる財政的負担の軽減という利益が害され、ひいては社会権的意味における学習権が侵害されているのではないかという点が問題となる。

この観点から、申立の趣旨と同様に、朝鮮学校及び中華学校が特定公益増進法人制度の対象から不当に排除されているか否かを検討し、仮に不当に排除されていることが認められる場合には、それが朝鮮学校及び中華学校に通い又は通おうとする子どもの学習権（普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受ける権利）の保障という場面における平等原則違反を構成するのか否か、あるいは、子どもの学習権を侵害することになるのか否かという点を順次検討することとする。

(2) 特定公益増進法人制度関連での不合理な差別的取扱いの有無

特定公益増進法人制度についても、インターナショナルスクールへの適用事例は多数存在することが認められるのに対し、中華学校・朝鮮学校への適用事例は見当たらない。

これに関しては、前記の特定公益増進法人告示が、「外交」「公用」「家族滞在」の在留資格を有する子女の教育を目的とし、かつ、欧米系4評価機関のうちいずれかの認定を受けることを、各種学校たる学校が特定公益増進法人としての指定を受けることの要件としていることが、適用排除の直接的原因と認められる（2003（平成15）年5月25日付け文部科学省大臣官房長「各種学校を設置する準学校法人等の特定公益増進法人への追加に関する関係法令の改正等について（通知）」）。その結果として、中華学校や朝鮮学校は、中国語や朝鮮語を使用する学校であるからそもそも欧米系評価機関の認定対象とは事実上なり得ず、日本に定住している外国人の子弟が多く在籍するものであるから、上記告示の要件を満たすことが当初から事実上不可能な状態に置かれていると言わなければならない。逆にいえば、やはり中華学校や朝鮮学校が満たすことができない要件が、わざわざ特定公益法人告示をもって設定されたとも言うる。

この点、前記の指定寄付金制度同様、上記告示が対日投資の促進との名目

で発せられたものであるとしても、同告示の対象に含まれない各種学校が一律に排除されることは合理化されない。すなわち、特定公益増進法人制度の趣旨に遡って、定型的に公益度の高い事業を行っている各種学校に対しては、適用の途が開かれねばならないはずである。

この点、前記のとおり、中華学校や朝鮮学校が民族的少数者の子どもの学習権保障という意味で果たしている公益性が対日投資の促進に劣らないことは明らかと言うべきである。したがって、仮に上記告示の対象に含まれないとしても、そのことが特定公益増進法人としての指定を拒否する理由とはなり得ない。

よって、長期滞在者である児童・生徒が半数以上を占める朝鮮学校や中華学校を一律に特定公益増進法人制度の埒外に置くことは、不合理な差別的取扱いと言わざるを得ない。

(3) 特定公益増進法人制度関連での不合理な差別的取扱いによる子どもの学習権への影響

以上のとおり、特定公益増進法人制度の運用ないし適用に関して不合理な差別的取扱いが認められることを前提に、次に、これによって中華学校・朝鮮学校に通い又は通おうとする子どもに実質的な損害や権利侵害が発生しているか否かを検討するならば、この点は申立の趣旨 関連で述べたところ（前記1(3)）と同様と言うべきである。

よって、このような状況下で特定公益増進法人制度の対象から一律かつ不当に排除されることもまた、厳しい財政環境と相まって学校運営自体に困難を来すことが一般論として明らかであると言うべきであり、ひいては、これら学校の教育を行う自由及びこれら学校に通い又は通おうとする子どもの学習権が実質的に侵害されるという形で権利侵害と不利益が発生すると言うことができる。

(4) 申立の趣旨 に関する小括

以上により、申立の趣旨 にも理由があると認められ、具体的には中華学校・朝鮮学校が特定公益増進法人制度の対象から一律かつ不当に排除されていることが認められ、その結果、朝鮮学校及び中華学校に通い又は通おうとする子どもの学習権（普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受け

る権利)保障の場面における平等原則違反を構成するとともに、学習権を実質的に侵害しているものと認めることができる。

よって、継続的かつ重大な人権侵害の存在を認めることができる。

3 申立の趣旨 (受配者指定寄付金制度・事業団融資制度関連)について

(1)受配者指定寄付金制度及び事業団融資制度関連での不合理な差別的取扱いの有無

受配者指定寄付金制度及び事業団融資制度に関しても、中華学校・朝鮮学校が適用対象から一律に除外されていることは、前記認定のとおりである。ただし、これら制度に関しては、中華学校・朝鮮学校のみならず、各種学校が一律に排除され(受配者指定寄付金制度)あるいは、技術系の教育を行っている学校以外が一律に排除されている(事業団融資制度)という状況にある。

そうすると、中華学校・朝鮮学校のみが不合理に排除されているとは言えない。

むしろ、前記の中華学校・朝鮮学校の公益性に鑑みれば、これら制度の適用の対象とされることが望ましい。しかしながら、すべての各種学校が適用対象から除外されていたり、非技術系の教育を行う学校が対象から除外されているという制度の現状からは、中華学校・朝鮮学校のみが不合理な差別的取扱いを受けているとは認められず、その他に両制度に関して違法・不当な人権侵害が行われていることまでは認められない。

(2)申立の趣旨 に関する小括

以上により、申立の趣旨 については、前提となる不合理な差別的取扱いの存在が認定できない以上、その余の点について検討するまでもなく理由がないものと言わざるを得ない。

4 申立の趣旨 (大学・専門学校入学資格関連)について

(1)大学等入学資格関連で侵害が問題となる人権

前記のとおり、申立の趣旨 は、朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生が大学・専門学校の入学資格(以下「大学等入学資格」ともいう。)の認定において不当に差別され、入学試験の受験資格を一律には認められていないことを問題とする申立である。

前記第3で述べたとおり、朝鮮学校に現に通う又は通おうとする外国籍の子どもには、学習権（普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受ける権利）が保障されており、これら教育を受けることを阻害されないこと（自由権的側面）が保障されると解されることである。

朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生が大学等入学資格の認定という点で不当な差別的取扱いを受けるならば、能力に応じた高等教育の機会の提供が阻害されるのみならず、それを理由に朝鮮学校自体への進学を断念せざるを得なくなる等の結果が招来され、ひいては、普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受ける権利の行使が阻害されるものと考えられる。

そこで、この観点から、朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生が大学等入学資格の認定において不合理な差別的取扱いを受けているか否かを検討し、仮にそれが認められる場合には、それが朝鮮学校に通い又は通おうとする子どもの普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受ける権利の保障という場面における平等原則違反を構成するかの否か、あるいは、子どもの学習権を侵害することになるかの否かという点を順次検討することとする。

(2) 大学等入学資格関連での不合理な差別的取扱いの有無

ア 2003（平成15）年9月改正後の大学・専門学校の入學資格

前記のとおり、2003（平成15）年9月の学校教育法施行規則旧69（現150）条6項の改正により、

3つの欧米系認定機関のいずれかの認定を受けた外国人学校の卒業生ないし卒業見込生（同規則旧69（現150）条4号、1948年入学資格告示の23号）

本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校の卒業生ないし卒業見込生（同規則旧69（現150）条1号、1981年入学資格告示の3号、4号）

各大学の個別審査により認定された者（同規則旧69（現150）条7号）

について大学入学資格を明文で認めるに至った。

その結果、朝鮮学校を除く大部分の外国人学校については、又はに該当するところとなり、これら学校の卒業生ないし卒業見込生は「各大学の個別審査」（上記）を受けることなく大学入学資格を認められ、高校卒業程度認定試験（旧大検）を経ずして入学試験を受験することができるようになったことは、前記のとおりである。

また、専門学校についても、同様に2003(平成15)年9月の学校教育法施行規則旧77条の5(現183条)等の改正により同様の状況が生じた点についてもまた、前記のとおりである。

このこと自体は、先行事件調査報告書を受けてなされた1998(平成10)年2月20日付けの当連合会の内閣総理大臣及び文部大臣に対する勧告(以下「先行事件勧告」という。別紙2参照)等の指摘する問題について、現実的な改善が図られたものとして評価することができる。

イ 2003(平成15)年9月改正後の朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生に関する取扱い

中華学校、朝鮮学校及び韓国学校については、前記の申立の趣旨との関連でも述べたとおり、上記の要件を満たすことは事実上不可能であることから、結局は上記の要件を満たすか否かが、その卒業生ないし卒業見込生に一律に大学等入学資格が認められるか否かの分かれ道になる。

この点、中華学校及び韓国学校(一条校である韓国学校を除く。)については、文部科学省も「本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校」であることが確認されたものとして取扱い、その結果として両学校の卒業生ないし卒業見込生は、一律に大学等入学資格を得た。

ところが、朝鮮高級学校については、日本政府が朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)を承認していないことを理由に「本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校」であることが確認できないとして、未だに上記の要件を満たす学校として取り扱われていない。

しかしながら、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)を日本政府が承認するか否かという国家承認の問題は、当該国家を国際法の下において主体的存在としての国家であると認めるか否かという問題であって、その問題と「本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校」であると確認できるか否かは、直結しない問題であるというべきである。この点、朝鮮高級学校が前記のとおりそのカリキュラム等教育課程について明らかにしていること及び朝鮮総連その他の情報源が存在すること等の状況を踏まえるならば、同学校が「本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校」であるか否かについて確認することにつき、それほど困難が存在するとは認められないし、少なくとも確認ができない理由についての具体的かつ説得的な説明はなされていない。

したがって、日本政府ないし文部科学省において、朝鮮高級学校が

「本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校」であるか否かについての確認のための努力を怠っていると云わざるを得ず、その結果として同学校が一律に上記の要件を満たさない学校として取り扱われていることは、不合理な差別的取扱いと言わなければならない。

(3) 大学等入学資格関連での不合理な差別的取扱いによる教育を受ける権利（学習権）への影響

以上のとおり、大学等入学資格の取扱いに関して不合理な差別的取扱いが認められることを前提に、次に、これによって朝鮮学校に通い又は通おうとする子どもの学習権の侵害が発生しているか否かを検討する。

この点、朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生は、中華学校・韓国学校その他の大部分の外国人学校の卒業生ないし卒業見込生と異なり、各大学・専門学校の個別審査により認定を受け、あるいは高校卒業程度認定試験（旧大検）に合格しない限り、入学資格が認められず、入学試験の受験も認められないという取扱いを一律に受けている。

このため、朝鮮高級学校の卒業生は、受験を考える大学・専門学校毎に個別審査を受ける必要が発生し、その分の負担を負わなければならない。

確かに、相当数の大学等において、「個別審査」（学校教育法施行規則旧69（現150）条7号）を弾力的に運用することによって、朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生に対して事実上、広く入学資格を認める実務が拡がりつつあることは認められるが、あくまでも個別審査である以上、朝鮮学校の卒業生ないし卒業見込生の地位は依然として不安定といわざるを得ない。現に、各大学・専門学校の個別審査の結果として入学資格を否定される危険もあるし、個別審査自体が実施されないおそれもある（現に、玉川大学等が、朝鮮学校の卒業見込生の入学資格を認めない判断をしていることが認められる＝2005（平成17）年における大阪市立大学の取扱いにつき朝日新聞同年11月5日記事、2006（平成18）年における玉川大学の取扱いにつき東京新聞2007（平成19）年3月8日記事参照）。したがって、結果として朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生の学習権が侵害される場合があるものと言うべきである。

また、遑れば、このような個別審査を受けざるを得ないのは、専ら朝鮮高

級学校の卒業生ないし卒業見込生であることによることであることに鑑みれば、将来、個別審査を経由せずに大学等の入学試験の受験をしたいと考える子どもは、朝鮮学校への進学を断念する事態も予想され、ひいては、朝鮮学校に通い又は通おうとする子どもの学習権（普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受ける権利）自体の侵害へと帰結することになると言うべきである。

(4) 申立の趣旨 に関する小括

以上により、申立の趣旨 には理由があると認められ、具体的には、朝鮮高級学校を「本国の高校と同等の課程を有すると位置づけられた学校」に該当しないものとする取扱いが不合理な差別的取扱いに該当するとともに、その結果、朝鮮高級学校の卒業生ないし卒業見込生が大学・専門学校において教育を受けるという意味での学習権のみならず、大学等入学資格を将来確実に得られないであろうとの予測から朝鮮学校への進学自体を断念したり朝鮮学校から他の学校への転校を強いられたりするという意味で学習権（普通教育等を受ける権利及びマイノリティ教育を受ける権利）を侵害する結果が発生していると言うべきである。

よって、継続的かつ重大な人権侵害の存在を認めることができる。

第5 先行事件との関係

既に引用しているとおり、本件については、関連する先行事件（「朝鮮人学校の資格助成問題に関する人権救済申立事件」）が存在するので、同事件との関係について、ここで一言付言しておく。

1 先行事件調査報告書

先行事件調査報告書（1997（平成9）年12月）においては、認定事実として、朝鮮学校の教育目的・内容、教育施設・設備、インターナショナルスクールとの助成金例比較、教育費の保護者負担・教員給与の比較が摘示されており、本件についても参考になる。また、朝鮮学校とその関係者の不利益として、私立学校振興助成法が一条校を原則的な適用対象としていて、各種学校にはごく一部の補助しか対象としないために、結果として一条校の1割程度の助成しか受けられないとの認定をしている。

2 先行事件勧告

上記先行事件調査報告書を受けて、当連合会は、1998(平成10)年2月、日本政府に対し、朝鮮学校等に対する大学入学資格・助成制度などの差別的取扱いが日本に在住する外国人の母国語又は自己の国ないし民族の文化を保持する教育に関する重大な人権侵害にあたるとして、人権侵害を除去し、その被害を回復する適当な処置を執るよう先行事件勧告を行った(別紙2参照)。

3 先行事件勧告後本件申立までの経過

先行事件勧告後本件申立までの間に、既に述べたとおり、大学等入学資格制限の緩和、インターナショナルスクール等に対する税制上の優遇策の拡大、各種学校及び学校法人認可基準の緩和など、外国人学校等に対する差別的取扱いを除去するための一定の施策が実施されたことが認められる。

しかし、他方で、同じ各種学校であるインターナショナルスクール系の外国人学校と、中華学校・韓国学校・朝鮮学校等の民族学校との取扱いの格差、あるいは中華学校・韓国学校と朝鮮学校との取扱いの格差といった新たな「ダブル・スタンダード」「トリプル・スタンダード」とも言うべき問題が発生している状況にあり、本件申立はこの新しい問題に主たる焦点を定めたものである。

4 先行事件と本件申立の関連についての小括

以上のとおり、先行事件勧告で日弁連が指摘した事態は一定程度改善された部分も存するものの、その余の相当部分については未だ改善が認められず、問題は深化・複雑化しているといえることができる。

本件申立は、この近時の情勢を踏まえて、先行事件勧告とは異なる観点・当事者・制度を対象としてなされているものであるから、先行事件と重複しているとは言えず、本調査報告書記載のとおり先行事件勧告とその後の状況を踏まえた上で、さらに一步進んだ勧告をなすことを相当であると判断したものである。

第6 結論

以上の検討を経て、申立の趣旨には理由があると認められることから、当連合会がとるべき措置を検討すべきところ、いずれについても、文部科学大臣がその定める省令や解釈・運用を改めることによって事態を改めることができる内容であると認められるものの、内閣総理大臣にも同様の対応を求める方がより確実な対応を確保するに資すると考えられ、なお申立の趣旨について

てはさらに財務大臣に対しても同様の対応を求めるべきであるとする。

そして、先行事件勧告に一定の成果が認められたことにも鑑みて、本件についても「勧告」という形で人権侵害の解消に向けて速やかな措置を求めることが相当と認め、報告の趣旨（結論）のとおり報告する次第である。

以上

別紙資料は省略